

薬物はたった一度が命取り

～守ろう あなたのこころと体、大切にしよう あなたの人生～

薬物(大麻・覚醒剤など)乱用は犯罪です! 断る勇気を持ちましょう。

「大麻などの違法薬物は、買わない!使わない!関わらない!」

令和7年中、県内における大麻や覚醒剤などの違法薬物の検挙人員は279人と群馬県内においても薬物の乱用が拡大しており、そのうち大麻事犯は137人、全体に占める割合は49.1%と全薬物事犯の約半数を占めています。また、大麻事犯は若年層(10歳代から20歳代)で68.6%を占めるなど、若年層による大麻の乱用拡大が深刻化しています。

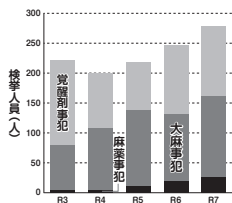
違法薬物のゲートウェイドラッグと言われる大麻は依存性があり、乱用すると記憶障害や精神疾患を患うおそれがあります。

「1回くらいなら」という安易な気持ちが家族や友人関係の悪化の一因になり得るほか、みなさんの人生設計が崩壊し、人生を狂わせることとなります。

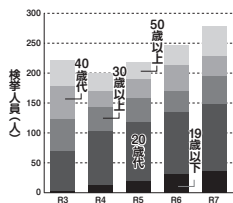
恋人や友人等から無責任な甘い誘いを受けても「ダメ。ゼッタイ。」とキッパリと断り、違法薬物と関わらないようにしましょう。

群馬県警察本部刑事部組織犯罪対策第二課

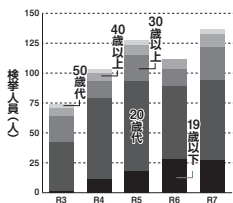
〔群馬県内における薬物事犯検挙人員の推移〕



〔群馬県内における全薬物事犯年代別検挙人員の推移〕



〔群馬県内における大麻事犯年代別検挙人員の推移〕



薬物乱用の恐ろしさ

「たった一度」から始まる破滅への道

薬物の恐ろしさは、何回も繰り返して使用したくなる「依存性」と、繰り返して使用しているうちに「耐性」を持ってしまうことです。そして「脳の破壊」が起こり、身体も心も蝕まれてしまいます。薬物に侵された脳はどんな治療を受けても決して元の状態には戻りません。乱用による幻覚・妄想に伴い、自分や他人を傷つける危険性もあるので、本人の身体や精神上の問題にとどまらず、家庭の崩壊や殺人・窃盗・傷害などの犯罪にも結びついていきます。

「一回くらいなら…」と思って始めた人も自分の意志でやめることはできません。

薬物乱用は、あなただけでなく、家族、社会も不幸にします。

乱用するきっかけ

薬物乱用者の多くは、ちょっとした好奇心や知人に勧められ、安易に使い始めています。

信頼できる身近な人からの誘い、イベントやクラブ、パーティ会場での誘い、インターネットでの購入などです。「ビタミンタバコ」や電子たばこ等に見せかけ、ファッション感覚での勧誘により、「痩せる」「肌がきれいになる」「元気がでる」「みんな使っている」といった甘い言葉にのせられて、危険な薬物とは知らずに手を出してしまうケースもあります。

大事なのは「最初の1回に手を出さないこと」です。

大麻等の栽培や譲渡の犯罪も増加しています。

乱用されている薬物

覚醒剤、大麻、コカイン、有機溶剤（シンナー、トルエン）、危険ドラッグ、MDMA・幻覚剤、処方薬（鎮痛剤・精神安定剤・睡眠導入薬などの中枢神経抑制薬）

さまざまな別名（俗名）があり、「ハーブ」、「お香」、「パソナルト」や「やさい」などと用途を偽装したり、「合法」、「安全」などとだまして売られています。指定薬物又は麻薬として製造や販売が禁止されている物質が入っていることもあります。

「知らなかった」では済まされないのが薬物の怖さです。油断せず、絶対に近づかないという意識を持つことが重要です。

大学生における薬物汚染

- 2025年 4月 学生2名覚醒剤取締法違反（使用）容疑で逮捕
- 5月 覚せい剤所持の容疑により逮捕
- 6月 覚醒剤を所持・使用した疑いで薬学部の学生を覚醒剤取締法違反で逮捕
- 7月 麻薬取締法違反（営利目的所持）の疑いで逮捕
- 8月 乾燥大麻所持で男子柔道部員2名逮捕。新たに元部員4名麻薬取締法違反（共同所持）の疑いで書類送検（男子柔道部は無期限活動停止）

（主なものを抜粋）

薬物乱用のQ&A

薬物を使うと、やせることができたり、
勉強がはかどるって本当ですか？

答えはNo! です。

覚醒剤などの薬物は、中枢神経に作用して一時的に心身をだまして食欲や眠気をなくすだけです。作用がなくなると異常に食欲が強まったり、強い疲労感、倦怠感や脱力感が襲ってきて勉強どころではなくなります。

危険ドラッグは合法で安全と聞きますが、
本当に大丈夫なんですか？

答えはNo! です。

危険ドラッグは、覚醒剤など規制薬物の化学構造に似せて作られており、規制薬物と同等の作用を有する成分を含む商品が多く大変危険です。また、危険ドラッグの中には、合法と称して麻薬などの規制薬物や指定薬物が含まれていた例もありますので絶対に手を出してはいけません。無責任な噂に惑わされてはいけません。

海外では大麻の使用が認められている国
がありますが、安全なんですか？

答えはNo! です。

「海外では合法な国があるから大麻は安全だ」という主張を耳にすることがあるかもしれませんが、法律などの規則はそれぞれの国の事情や背景をもとにつくられているため、「海外で合法だから大麻は安全」ということではありません。WHOは、大麻は「乱用のおそれがあり、悪影響を及ぼす物質」と勧告しています。

薬物を勧められたらどう対処すればいい
ですか？

きっぱり「いやだ!」と言いましょ。

「嫌われる!」と思っても、はっきり「いやだ!」と言うべきです。その後起こる重大な結果を思い浮かべ、最初に「No!」ということが大切です。「きっぱり断る」“逃げる”勇氣を持ちましょう! そのようなものを勧める友達や恋人は、あなたにとって大切な人ではありません。

※文部科学省「薬物のない学生生活のために～薬物の危険は意外なほど身近に迫っています～」より抜粋

薬物を所持・乱用・密造・販売した場合、法律に基づき処罰されます。
薬物はたとえ1回使用しただけでも乱用にあたり、処罰されます。

*所持…10年以下の懲役

*使用…10年以下の懲役

大学では「懲戒処分(退学など)」の対象となります。

海外における薬物犯罪
あなたの海外旅行・留学は…危険がいっぱい!

違法薬物の所持・運搬等の容疑で拘束される日本人がおり、重い刑罰を受け長期間海外の刑務所に服役しているケースもあります。国によっては死刑になるところもあります。

大麻が合法化されている国では、大麻を簡単に入手・利用することができますが、日本の大麻取締法は、国外における大麻の使用・所持・譲渡も処罰の対象としていますので、帰国後に逮捕されることもあります。合法の国であっても、大麻には決して手を出さないようにしてください。(外務省海外安全ホームページより抜粋)

参考ホームページ 外務省海外安全ホームページ: <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

群馬県内における薬物乱用の相談機関

もし困った状況に直面した時は、一人で悩んだり思い詰めたりせずに相談しましょう。

群馬県業務課 TEL 027-226-2665

群馬県警察本部警察安全相談室 TEL 027-224-8080

群馬県こころの健康センター TEL 027-263-1156

各保健福祉事務所



「群馬県」
「薬物に関する相談窓口」で検索

参考ホームページ

公益財団法人 麻薬・覚せい剤乱用防止センター
<http://www.dapc.or.jp/>

厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/>
「薬物乱用に関する情報」でサイト内検索

